

松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び選定基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号）第3条及び第6条の規定に基づき、市の契約に係る競争入札参加者に必要な等級及び松山市契約規則（平成20年規則第11号）第23条の規定に基づく指名の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第2条 この要領の規定は、次に掲げる契約について適用する。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等（以下「建設工事に係る委託業務」という。）

(等級の決定)

第3条 市長は、競争入札参加者の等級について、別記第1に掲げる事項につき、審査し格付けを行うものとする。ただし、建設工事に係る委託業務については、関係法令等に基づき登録を受けた者とする。

(選定基準)

第4条 市長は、建設工事及び建設工事に係る委託業務を競争入札に付そうとするときは、別記第2の等級の区分及び別記第3に定める指名の運用基準に応じ、松山市内に本店又は本社を有する者から優先的に競争入札参加者を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず建設工事については、経験が豊富であり、工事成績が良好で信用度が高いと認められる者にあつては直近下位の者を、又は当該建設工事が特殊機械若しくは特殊技術を必要とし、かつ、過去における工事成績が優秀な者にあつては下位2等級の者について指名することができる。

3 前項の規定において、指名する者の数は、当該建設工事の指名業者数の2分の1（端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）を超えることができない。

4 有資格者名簿に新規登録された者、又は、申請年度の前年度の登録をしておらず、再度、登録された者については、事業所実態調査実施要領に基づく事業所実態調査の対象期間として、資格の有効期間の初日から1年間は、原則、指名しないものとする。

5 同一の建設工事及び建設工事に係る委託業務において、資本関係又は人的関係がある者、夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者は指名しないものとする。ただし、選定後において当該事実が判明した場合は、この限りでない。

6 次に掲げる場合は、第1項から前項までの規定は、適用しない。

- (1) 災害、その他の理由により急を要する場合
- (2) その他市長が特に認める場合

(共同企業体発注基準)

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する建設工事の基準は、別に定める。

(準用)

第6条 この要領は、随意契約の相手方の等級及び選定について準用する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成21年3月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成25年3月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成27年3月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成27年5月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成29年3月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、令和2年8月1日から施行する。

付 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則
この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別記第1

1 客観点数：客観的審査（項目及び基準）

（1）建設工事

建設業法第27条の23第3項の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月建設省告示第1461号）により定められた審査の項目及び基準により行う。

（2）建設工事に係る委託業務

関係法令等に基づき登録を受けた者について行う。

①ア．測量業務

- イ．建築関係建設コンサルタント業務
- ウ．土木関係建設コンサルタント業務
- エ．地質調査業務

オ. 補償関係コンサルタント業務

②上記の業務以外は算定しない。

次表の審査項目ごとの点数から次式により算定する。

客観的審査点数 = $3 \times (A) + (B) + (C) + 5 \times (D) + (E)$

(A) 年間平均実績高の点数

業種に係る直前2箇年平均実績高に応じた点数とする。

年間平均実績高	点 数
3億円以上	30点
2億円以上 3億円未満	25点
1億円以上 2億円未満	20点
3千万円以上 1億円未満	15点
3千万円未満	10点

(B) 自己資本額の点数

下記式で得た自己資本額数値に応じた点数とする。

自己資本額 ÷ コンサル全体の年間平均実績高 × 100

自己資本額数値	点 数
10以上	30点
5以上 10未満	20点
5未満	10点

(C) 流動比率の点数

下記式で得た流動比率に応じた点数とする。

流動資産 ÷ 流動負債 × 100

流 動 比 率	点 数
100%以上	30点
85%以上 100%未満	25点
75%以上 85%未満	20点
60%以上 75%未満	15点
60%未満	10点

(D) 技術職員（有資格者）数の点数

技術職員（有資格者）の数に応じて算出した数値に応じた点数とする。

有資格者所持者数の合計数値	点 数
55以上	30点
35以上 55未満	25点
20以上 35未満	20点
10以上 20未満	15点
1以上 10未満	10点
0	0点

技術職員（有資格者）数の点数

区分	有 資 格 者	
	有資格者1人につき5点	有資格者1人につき2点
測量業務	①測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	①測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	①建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者 ②建築士法施行規則（昭和25年建設省告示第38号）による建築設備士登録を受けている者 ③建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者 ④建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計1級建築士証の交付を受けている者	①建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。） ②公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士に合格し登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者①機械部門（選択科目を機械設計、流体力学、交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）②電気電子部門③建設部門④農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）⑤森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）⑥水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）⑦情報工学部門⑧応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）⑨上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る。）⑩総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門、情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）	①建設業法（昭和24年法律第100号。）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 ②計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 ③電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ⑤一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ①建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。） ②応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） ③総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）	①一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者
補償関係コンサ		①不動産の鑑定評価に関する法律（昭

コンサルタント業務	和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者 ②土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者 ③司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者 ④一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し登録を受けている者
-----------	--

表の有資格者の欄の左側に掲げる者の数に5を、同表の有資格者欄の右側に掲げる者の数に2を乗じて得た数値を合計した数値に応じた点数を付与する。

上表の資格名列挙表

区分	5点	2点
測量業務	測量士	測量士補
建築関係建設コンサルタント業務	1級建築士 建築設備士 構造設計1級建築士 設備設計1級建築士	2級建築士 建築積算士
土木関係建設コンサルタント業務	<技術士のうち> 機械部門—機械設計, 流体工学 交通, 物流機械及び建設機械 電気電子部門 建設部門 農業部門—農業土木 森林部門—森林土木 水産部門—水産土木 情報工学部門 応用理学部門—地質 上下水道部門—上水道及び工業用水道 下水道 総合技術監理部門 (上記の各選択科目)	1級土木施工管理技士 環境計量士—濃度関係 騒音・振動関係 第1種電気主任技術者 第1種伝送交換主任技術者 線路主任技術者 RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)
地質調査業務	<技術士のうち> 建設部門—土質及び基礎 応用理学部門—地質 総合技術監理部門 (上記の各選択科目)	地質調査技士
補償関係コンサルタント業務		不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士

(E) 営業年数の点数

営業年数に応じた点数とする。

営業年数	点数
35年以上	30点

25年以上	35年未満	25点
15年以上	25年未満	20点
5年以上	15年未満	15点
	5年未満	10点

2 主観点数：主観的審査（項目及び基準）

(1) 建設工事

① 工事成績評定点

過年度において本市（本市公営企業局を含む。以下同じ。）と契約し、完成した建設工事の工事成績評定点により行う。原則として過去2年度の工事成績評定点の平均点数（小数点以下切捨て）に基づき点数を加える。

工事成績評定点の平均点	点数
85点以上	60点
80点以上～85点未満	40点
75点以上～80点未満	20点
70点以上～75点未満	10点
60点以上～70点未満	±0点
55点以上～60点未満	-20点
55点未満	-40点

② ISO等取得状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

ISO認証は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査実施機関が認証したISO9000s及びISO14000sであり、取得要件の対象範囲が建設業に関するものをいう。

- ア. ISO9000sの認証を取得した者に対しては、申請した全業種に10点を加える。
- イ. ISO14000s認証を取得した者に対しては、申請した全業種に5点を加える。
- ウ. エコアクション21を取得した者に対しては、申請した全業種に3点を加える。ただし、ISO14000s認証とエコアクション21の両方を取得している場合は、ISO14000s認証に対してのみ加点する。

③ CPD等の学習単位取得状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会（土木一式工事に点数を加える。）及び建築CPD運営会議（建築一式工事に点数を加える）の継続学習制度等（CPD等）における企業ごとの学習単位数により行う。原則として、審査基準日から過去5年間における学習単位数に基づき点数を加える。

単位数 UNIT	点数
150UNIT以上	10点
120UNIT以上 ～ 150UNIT未満	8点
90UNIT以上 ～ 120UNIT未満	6点
60UNIT以上 ～ 90UNIT未満	4点
30UNIT以上 ～ 60UNIT未満	2点

④障害者雇用の状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務のある者で法定雇用率を達成している場合又は、雇用義務の無い者で障害者を雇用している場合は、申請した全業種に10点を加える。

⑤労働福祉（松山市内に本店又は本社を有する者）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児・介護休業制度を就業規則で定めている場合、申請した全業種に10点を加える。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、申請した全業種に10点を加える。

⑥協力雇用主の登録状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。）として、保護観察所に登録している場合は、申請した全業種に10点を加える。

⑦入札参加資格停止状況

審査基準日から過去2年間において、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）に基づく入札参加資格停止を受けた者について、下記の基準により、申請した全業種に対して点数を減ずる。

入札参加資格停止期間	点数
12ヶ月以上	-20点
6ヶ月以上～12ヶ月未満	-15点
3ヶ月以上～6ヶ月未満	-10点
3ヶ月未満	-5点

(2) 建設工事に係る委託業務

①委託成績評定点

過年度において本市と契約し、完成した建設工事に係る委託業務の委託成績評定点により行う。原則として過去2年度の委託成績評定点の平均点数（小数点以下切捨て）に基づき点数を加える。

委託成績評定点の平均点	点数
85点以上	20点
80点以上～85点未満	15点
75点以上～80点未満	10点
70点以上～75点未満	5点
60点以上～70点未満	0点
55点以上～60点未満	-5点
55点未満	-10点

②障害者雇用の状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務のある者で法定雇用率を達成している場合又は、雇用義務の無い者で障害者を雇用している場合は、申請した全業種に10点を加える。

③労働福祉（松山市内に本店又は本社を有する者）

育児・介護休業法に規定する育児・介護休業制度を就業規則で定めている場合、申請した全業種に10点を加える。また、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、申請した全業種に10点を加える。

④協力雇用主の登録状況（松山市内に本店又は本社を有する者）

協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。）として、保護観察所に登録している場合は、申請した全業種に10点を加える。

⑤入札参加資格停止状況

審査基準日から過去2年間において、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）に基づく入札参加資格停止を受けた者について、下記の基準により、申請した全業種に対して点数を減ずる。

入札参加資格停止期間	点数
12ヶ月以上	-12点
6ヶ月以上～12ヶ月未満	-9点
3ヶ月以上～6ヶ月未満	-6点
3ヶ月未満	-3点

別記第2

(1) 建設工事

種別 \ 区分	等級	決定数値	工事1件ごとの 設計金額
土木	A	750点以上	全工事
	B	610点～749点	6000万円未満
	C	520点～609点	3000万円未満
	D	520点未満	1000万円未満
建築	A	750点以上	全工事
	B	660点～749点	6000万円未満
	C	540点～659点	3000万円未満
	D	540点未満	1500万円未満
電気	A	730点以上	全工事
	B	620点～729点	3000万円未満
	C	540点～619点	1500万円未満
	D	540点未満	500万円未満
管	A	730点以上	全工事
	B	630点～729点	3000万円未満
	C	530点～629点	1500万円未満
	D	530点未満	500万円未満
舗装	A	730点以上	全工事
	B	610点～729点	5000万円未満
	C	520点～609点	2500万円未満
	D	520点未満	1000万円未満
水道施設	A	700点以上	全工事
	B	600点～699点	4000万円未満
	C	520点～599点	2000万円未満
	D	520点未満	1000万円未満
その他専門工事	A	700点以上	全工事
	B	600点～699点	3000万円未満
	C	520点～599点	1500万円未満
	D	520点未満	500万円未満

(2) 建設工事に係る委託業務

種別 \ 区分	等級	決定数値
測量業務	A	240点以上
	B	190点～239点
	C	160点～189点
	D	160点未満
建築関係建設コンサルタント業務	A	230点以上
	B	180点～229点
	C	160点～179点
	D	160点未満
土木関係建設コンサルタント業務	A	250点以上
	B	200点～249点
	C	170点～199点
	D	170点未満
地質調査業務	A	210点以上
	B	180点～209点
	C	150点～179点
	D	150点未満
補償関係コンサルタント業務	A	200点以上
	B	170点～199点
	C	150点～169点
	D	150点未満

別記第3

指名の運用基準	
不誠実な行為	<p>次の事項に該当する者は、指名しない。</p> <p>(1)松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止期間中である者</p> <p>(2)本市発注建設工事の完成検査及び建設工事に係る委託業務の完了検査において、60点未満の成績評定点の通知を受けた者で、その通知を受けた日から起算して2月を経過していない者。ただし、繰り返し60点未満の成績評定点の通知を受けた場合は、12月以内で市長が定める期間を経過していない者</p> <p>(3)事業所実態調査実施要領に基づく改善指導を受けた者のうち、改善措置が適正でないと判断される者</p> <p>(4)契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が継続して従わないこと等契約の履行が不誠実である者</p> <p>(5)一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が継続して不適切であることが明確である者</p> <p>(6)警察当局から市長に対し、松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が実質的に経営を支配する請負者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等で、明らかに請負者として不適当であると認められる者</p> <p>(7)その他市長が、請負者として不適当であると認めた者</p>
経営状態	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者</p>
安全管理の状況	<p>本市と締結した契約の履行に当たり安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続して、明らかに請負者として不適当であると認められる者</p>
労働福祉の状況	<p>賃金不払の状況が継続しており、明らかに請負者として不適当であると認められる者</p>
工事成績	<p>次の事項に該当する場合は、指名に当たって勘案する。</p> <p>工事成績等が優良である者</p>

当該建設工事に対する施工体制等	工種及び工事規模並びに施工地域等に応じて、当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できる者
手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて当該建設工事を施工する能力がある者
当該建設工事についての技術的適正	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該建設工事と同種工事について相当の施工実績がある者 (2) 当該建設工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる施工実績がある者 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績がある者 (4) 工事種別に応じ、当該建設工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できる者
安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の状況が優良である者 (2) 本市発注建設工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休養8日以上を負傷者の発生がないこと。また、その他安全管理について、成績が特に優良である者
労働福祉の状況	本市発注建設工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約の締結、又は証紙購入若しくは貼付がなされている者

* 建設工事に係る委託業務も同様の取扱いとする。